


西予市地域防災計画

津波災害対策編

令和6年3月

 西予市防災会議

【修正履歴】

平成 25 年	3 月	修正
平成 27 年	3 月	修正
令和 2 年	4 月	修正
令和 4 年	3 月	修正
令和 5 年	7 月	修正
令和 6 年	3 月	修正

目次

津波災害対策編

第1編 総論	3
第1章 計画の主旨	3
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3章 津波発生 の条件	13
第4章 地震防災緊急事業五箇年計画	33
第2編 災害予防対策	34
第1章 津波災害予防対策の基本的考え方	34
第2章 防災思想・知識の普及	36
第3章 自主防災組織の活動	41
第4章 事業者の防災対策	44
第5章 業務継続計画の策定	44
第6章 ボランティアの防災活動	44
第7章 津波避難訓練の実施	45
第8章 津波に強い地域づくり	46
第9章 津波避難体制の整備	52
第10章 孤立地区対策	60
第11章 緊急物資の確保対策	60
第12章 医療救護体制の確保	60
第13章 防疫・保健衛生活動の確保	61
第14章 廃棄物等の処理	61
第15章 要配慮者の支援対策	61
第16章 広域応援体制の整備	62
第17章 情報通信システムの整備	62
第18章 文化財の災害予防対策	62
第19章 災害復旧・復興への備え	63
第20章 過去の災害を踏まえた対策	66
第3編 災害応急対策	67
第1章 災害発生直前の対策	67
第2章 活動体制	74
第3章 情報の収集・連絡及び活動体制の確立	84
第4章 広報活動	89
第5章 災害救助法の適用	
第6章 避難活動	92
第7章 緊急輸送活動	100
第8章 交通応急対策活動	100

第9章	消防活動	101
第10章	水防活動	105
第11章	人命救助活動	107
第12章	死体の捜索・措置・埋葬	107
第13章	緊急物資等の確保・供給	108
第14章	飲料水の確保・供給	109
第15章	医療救護活動	109
第16章	防疫・保健衛生活動	110
第17章	廃棄物等の処理	110
第18章	動物の管理	110
第19章	障害物等の除去	111
第20章	応急住宅対策	111
第21章	被災建築物に対する応急危険度判定等の実施	111
第22章	帰宅困難者への対応	112
第23章	要配慮者に対する支援活動	113
第24章	孤立地区に対する支援活動	113
第25章	応援協力活動	113
第26章	ボランティア等への支援	114
第27章	自衛隊への災害派遣要請	114
第28章	通信施設の確保及び放送事業者の活動	114
第29章	ライフラインの確保	115
第30章	公共土木施設等の確保対策	115
第31章	危険物施設等の安全確保	115
第32章	応急教育活動	116
第33章	社会秩序維持活動	116
第34章	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	116
第4編 災害復旧・復興対策		
第1章	災害復旧対策	117
第2章	復興計画	118
第3章	災害復旧資金計画	118
第4章	被災者の生活再建支援	118
第5章	事前復興	119

第1編 総論

第1章 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西予市の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本市における地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。
- (3) この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合の計画又は知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。
- (4) この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員の任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行う。

3 計画の構成

津波災害対策編の構成は、次の4編による。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務の大綱、津波の想定及び地震防災緊急事業五箇年計画等の計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

(3) 第3編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、この津波災害対策編によるもののほか、風水害等災害、地震災害、原子力災害に対応するため、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定め、これらの計画を補完するため「資料編」を掲載した。

また、第2編及び第3編では、各章のタイトルの後ろに【】で市内部における当該活動の主な担当を記載している。(災害予防対策においては通常の組織体系での課名等、災害応急対策においては災害対策本部の組織体系による各班を記載)

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこにでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例(平成18年12月19日条例第58号)(以下「防災条例」という。)及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本市全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震及び津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震津波防災対

策の一層の推進を図る。

なお、地震及び津波防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議においてこれを修正する。

なお、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、変更等がある場合は、速やかに計画修正案を市防災会議に提出する。

6 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理する。

7 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 西予市

- (1) 市地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (3) 津波防災に関する組織の整備
- (4) 防災思想・知識の普及
- (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (6) 自主防災組織の育成指導その他住民の津波災害対策の促進
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 津波防災のための施設等の整備
- (9) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (10) 被災者の救出、救護等の措置
- (11) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）、地理に不慣れな観光客、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (12) 避難指示の発令、及び指定避難所の開設
- (13) 消防、水防その他の応急措置
- (14) 被災児童生徒等の応急教育の実施
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (16) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (17) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (18) 食料、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (19) 緊急輸送の確保
- (20) 災害復旧の実施
- (21) その他津波災害による被害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 西予市消防本部、八幡浜地区施設事務組合消防本部

- (1) 救急、消防防災活動に関すること
- (2) 住民の避難、誘導等に関すること

3 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及

- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示の発令に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生による被害防止又は拡大防止のための措置

4 愛媛県警察本部(西予警察署)

- (1) 警察機関及び防災関係機関等との連携に関する事
- (2) 警察機関及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事
- (3) 警察通信の確保及び統制に関する事
- (4) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事
- (5) 緊急交通路の確保に関する事
- (6) 警報の伝達に関する事

5 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局

- ア 災害時における食料の供給の実施準備について、関係団体に協力を求める措置に関する事
- イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関する事
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事
- エ 津波防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事
- オ 津波防災に関する情報の収集及び報告に関する事
- カ 災害時の食料の供給に関する事

- キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること
- (2) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (3) 四国地方整備局（大洲河川国道事務所、肱川緊急対策河川事務所、肱川ダム統合管理事務所）
 - 管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - (オ) ダム操作や情報等に関する広報や住民周知
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開
 - (エ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (オ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (カ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること
- (4) 第六管区海上保安本部（宇和島海上保安部）
 - ア 防災訓練に関すること
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること
 - ウ 調査研究に関すること
 - エ 警報等の伝達に関すること
 - オ 情報の収集に関すること
 - カ 海難救助等に関すること
 - キ 緊急輸送に関すること

- ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
 - ケ 流出油等の防除に関すること
 - コ 海上交通安全の確保に関すること
 - サ 警戒区域の設定に関すること
 - シ 治安の維持に関すること
 - ス 危険物の保安措置に関すること
 - セ 広報に関すること
 - ソ 海洋環境の汚染防止に関すること
- (5) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
- ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること
 - (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること
 - イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること
 - (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること
- 6 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）
- (1) 被害状況の把握に関すること
 - (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること
 - (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること
 - (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること
 - (5) 人員、物資の緊急輸送に関すること
 - (6) 給食及び給水、入浴支援等に関すること
 - (7) 危険物の保安及び除去に関すること
- 7 指定公共機関
- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵政業務の運営の確保に関すること
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること
 - (2) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること
 - (3) 日本放送協会（松山拠点放送局）
 - ア 住民に対する防災知識の普及に関すること

- イ 津波情報及びその他津波に関する情報の正確迅速な提供による住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること
- (4) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
- 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
- (5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
- ア 鉄道施設等の保全に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること
 - エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
- (6) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ア 電気通信施設の整備に関すること
 - イ 災害時における通信の確保に関すること
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
- (7) 日本通運株式会社（四国支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社大洲営業所）、佐川急便株式会社（宇和営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
- 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (8) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
- ア 電力施設等の保全に関すること
 - イ 電力供給の確保に関すること
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること
- 8 指定地方公共機関
- (1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
- ア 検案時の協力に関すること
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、西予CATV株式会社、株式会社愛媛新聞社

- ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
- ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業者からの緊急輸送車両等の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
- 9 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者
- (1) 輸送機関(宇和島自動車株式会社)
- ア 安全輸送の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資等の輸送に関すること
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、直ちに対応しうる体制の整備に関すること
- (2) 土地改良区
- 土地改良施設の整備及び保全に関すること
- (3) 東宇和農業協同組合、西宇和農業協同組合、愛媛県漁業協同組合明浜支所、八幡浜漁業協同組合三瓶支所、西予市森林組合
- ア 共同利用施設等の保全に関すること
 - イ 被災組合員の援護に関すること
 - ウ 食料、生活必需品（以下「緊急物資」という。）、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (4) 西予市商工会
- ア 被災商工業者の援護に関すること
 - イ 緊急物資、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (5) 診療所、医院、歯科医院、病院
- ア 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
 - イ 被災時の病人等の受入れ、保護に関すること
 - ウ 災害時における負傷者等の医療、助産、救護に関すること
- (6) 西予市社会福祉協議会

- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
- イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
- (7) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること
- (8) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること
- (9) 一般社団法人愛媛県警備業協会
 - 災害時の道路交差点等での交通整理支援に関すること
- (10) その他
 - それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

10 住民・自主防災組織・事業者

- (1) 住民
 - ア 自助の実践に関すること
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること
 - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること
 - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること
 - エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること
- (3) 事業者
 - ア 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること
 - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること
 - ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること
 - エ 災害応急対策の実施に関すること
 - オ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

〈資料編14-2〉 防災関係機関及び連絡窓口

第3章 津波発生の条件

1 西予市の地質等

(1) 愛媛県の地質

阿波池田から四国中央、西条、松山南方の砥部を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉢緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布している。

(2) 西予市の地質

中期古生代から中生代にかけて生成された秩父帯に位置する。

また、海岸部の小範囲の低地に新生代完新世の未固結堆積物も分布している。未固結堆積物のうち沖積堆積物（砂・礫・泥）は湾頭の低地を埋めて分布し、その後背地の斜面を崖錐物（岩屑）が覆っている。

なお、平地の地質は主に沖積層で形成されており、一般的にその構成層が厚いほど、地震時の震幅を増幅するといわれており、注意が必要である。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層である。

ここでは、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

(2) 断層帯の過去の活動

徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千～1千5百年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15 世紀以後であったと推定され、1 回の活動に伴う右横ずれ量は6～8 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千5百～1千8百年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15 世紀以後、18 世紀以前であったと推定され、1 回の活動に伴う右横ずれ量は2～5 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約7百～1千3百年であった可能性がある。愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17 世紀以後、19 世紀以前と推定され、1 回の活動に伴う右横ずれ量は2 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2千9百～3千3百年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	讃岐山脈南縁西部	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	石鎚山脈北縁西部	伊予灘
区間	美馬市付近の三野断層から新居浜市付近の石鎚断層に至る区間	新居浜市付近の岡村断層による区間	西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間	松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間
長さ	約 82km	約 29km	約 41km	約 88km
断層面	高角度（地表付近）北傾斜 25°（深さ 0.6km 以浅）	高角度（地表付近）	高角度（地表付近）	高角度（深さ 2km 以浅）
最新活動時期	16 世紀以後、17 世紀以前	15 世紀以後	15 世紀以後、18 世紀以前	17 世紀以後、19 世紀以前
再来間隔	約 1,000－1,500 年	約 1,500－1,800 年	約 700－1,300 年	約 2,900－3,300 年
マグニチュード (将来の活動)	8.0 程度 もしくはそれ以上	7.3 程度	7.5 程度	8.0 程度 もしくはそれ以上
ずれの量 (将来の活動)	8m 程度 もしくはそれ以上	3m 程度	4m 程度	8m 程度 もしくはそれ以上
地震後経過率 (T/R)	0.2－0.5	0.4 以下	0.2－0.9	0.04－0.1

発生確率 (30年以内)	ほぼ0-0.4%	0.01%以下	ほぼ0-11%	ほぼ0%
-----------------	----------	---------	---------	------

※参照：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁-由布院）の長期評価（第二版）」

（平成29年12月19日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

（1）南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

（2）過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2024年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

(3) 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりや正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

(4) 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%となる。

なお、最大クラスの地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破壊される（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生

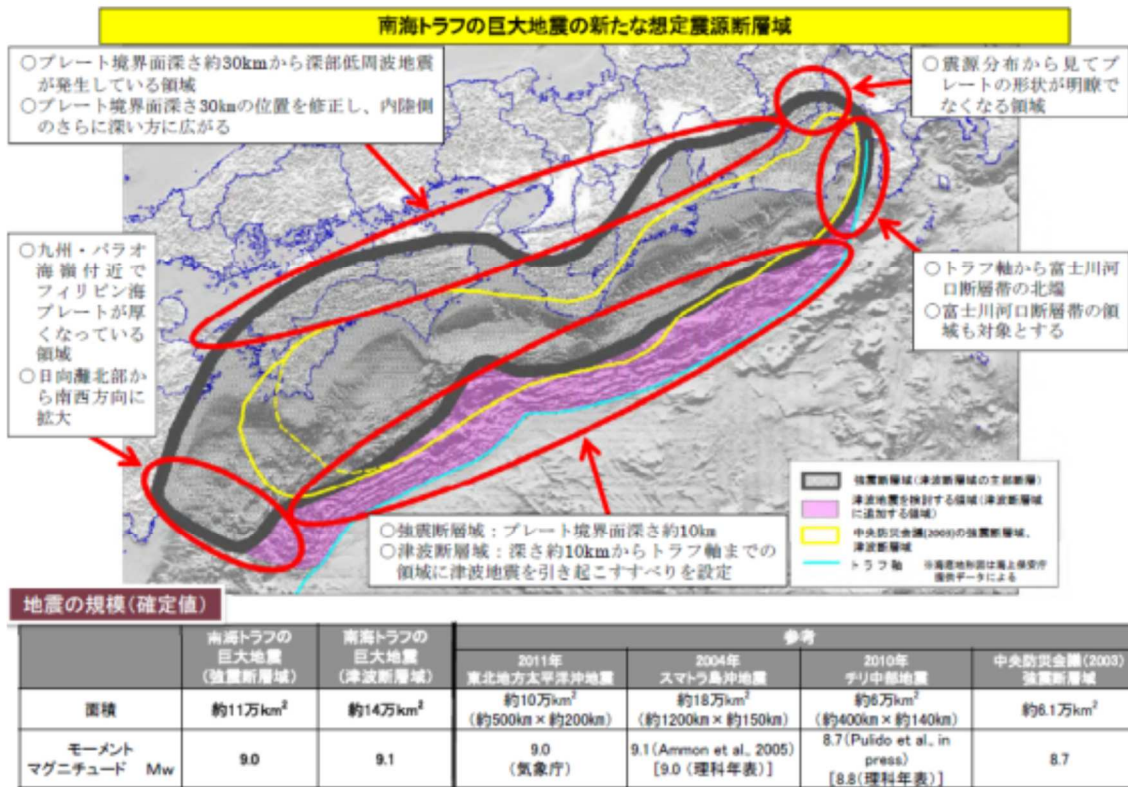
しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の「平成13年（2001年）芸予地震」である。

5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域にほぼ全域が含まれているほか、県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成 25 年 3 月 31 日公表

(1) 目的

県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、市や県の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、住民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容

- ア 地震動・液状化・土砂災害の想定
- イ 津波の想定
- ウ 建物被害
- エ 屋外転倒、落下物の発生
- オ 人的被害
- カ ライフライン被害
- キ 交通施設被害
- ク 生活支障
- ケ その他の被害
- コ 経済被害 (直接被害)
- サ 被災シナリオ

(3) 前提条件

- ア 季節、時刻等のシーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

イ 想定地域単位

震度分布、液化化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

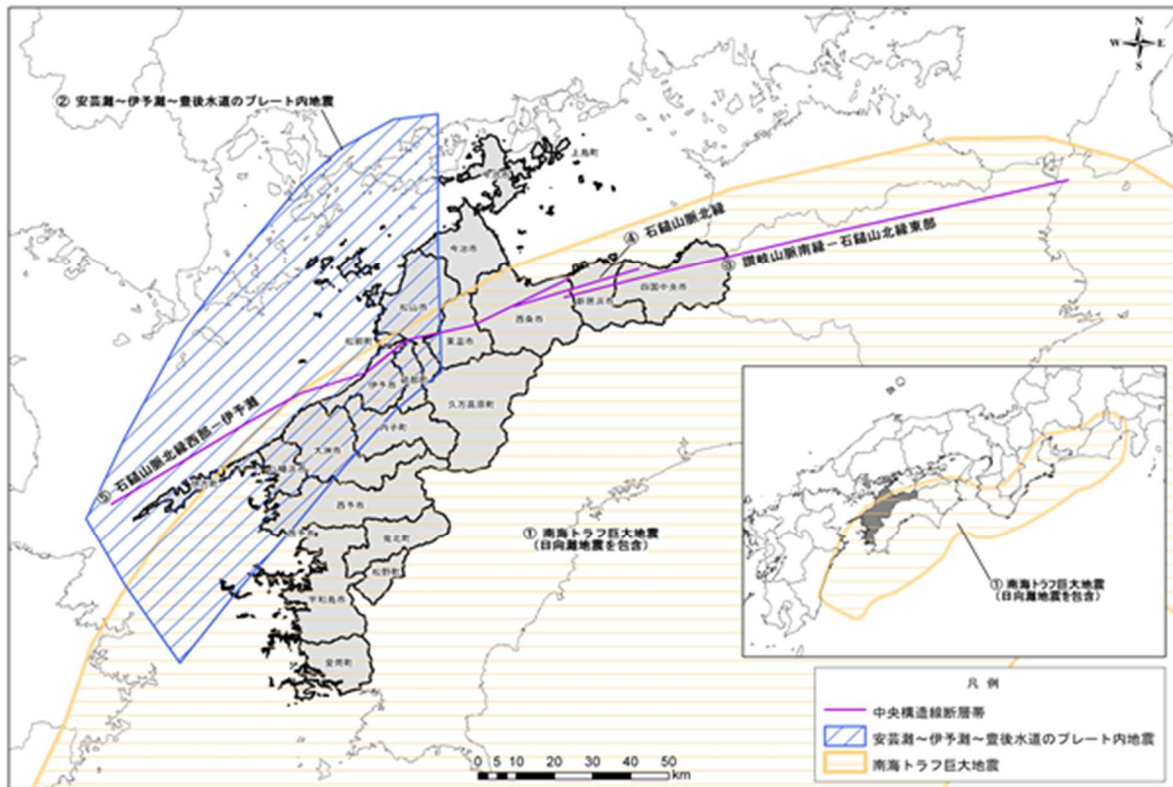
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波：9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘 (中央構造線断層帯)	8.0



6 想定結果

(1) 地震動

各想定地震における市町別最大震度

市町名	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
松山市	7	6強	6弱	6弱	5強	6強
今治市	6強	6弱	5強	6弱	6弱	6強
宇和島市	7	5強	6弱	4	3	5強
八幡浜市	7	6弱	6強	4	4	6弱
新居浜市	7	5強	5弱	7	7	6強
西条市	7	6弱	5強	6強	6強	7
大洲市	7	6弱	6弱	4	4	6強
伊予市	7	6弱	5強	5弱	5弱	6強
四国中央市	7	5弱	4	7	6強	6弱
西予市	7	6弱	6強	4	4	6弱
東温市	6強	5強	5強	5強	5弱	6強
上島町	6強	5強	4	6強	5強	5強
久万高原町	6強	5強	5弱	5強	5強	6弱
松前町	7	6弱	6弱	5強	5弱	6強
砥部町	6強	5強	5強	5弱	5弱	6弱
内子町	6強	5強	5強	4	4	6弱
伊方町	7	6弱	6強	4	4	7
松野町	6強	5弱	5弱	3	3	5弱
鬼北町	7	5弱	5強	4	4	5弱
愛南町	7	5弱	6弱	3	3	5弱

(2) 津波

ア 津波到達時間

市町名	最短津波到達時間 (分)						
	+20 cm	+1 m	+2 m	+3 m	+5 m	+10 m	最高津波水位
四国中央市	5	231	—	—	—	—	404
新居浜市	11	235	—	—	—	—	451
西条市	5	222	—	—	—	—	461
上島町	5	355	—	—	—	—	421
今治市	4	161	—	—	—	—	448
松山市	4	115	198	—	—	—	199
松前町	5	113	134	—	—	—	185
伊予市	4	25	126	—	—	—	181
大洲市	4	28	134	—	—	—	155
八幡浜市 (宇和海)	5	51	56	59	66	—	72
八幡浜市 (伊予灘)	4	32	135	—	—	—	157
伊方町	4	46	47	50	50	58	59
西予市	4	48	55	56	74	—	81
宇和島市	4	19	28	32	37	—	48
愛南町	4	14	18	19	23	30	35

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間 (+2m以上も同様)

イ 最高津波水位及び浸水面積

市町名	最高津波水位			浸水面積 (ha)
	(T. P. m)	うち朔望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)	
四国中央市	3.6	1.8	1.8	631
新居浜市	3.4	1.9	1.5	955
西条市	3.4	1.9	1.5	3,360
上島町	3.1	1.9	1.2	136
今治市	3.3	1.9	1.5	1,407
松山市	3.9	1.8	2.1	1,041
松前町	4.2	1.8	2.4	488
伊予市	4.3	1.8	2.5	277
大洲市	3.9	1.6	2.3	93
八幡浜市 (宇和海)	9.1	1.0	8.1	477
八幡浜市 (伊予灘)	4.0	1.6	2.4	
伊方町	21.3	1.0	20.3	321
西予市	9.3	1.0	8.3	358
宇和島市	10.1	1.1	9.0	1,662
愛南町	16.7	1.1	15.6	788
県計	—	—	—	11,995

〈資料編1-2〉西予市の主な地震災害

〈資料編2-3〉震度階級表

〈資料編2-4〉地震・津波に関する情報の解説

被害想定総括表 (1/6)

地震名		南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震 (北側ケース1)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風
風速		(市町毎平均+2σ)	(市町毎平均+2σ)	(市町毎平均+2σ)	(市町毎平均+2σ)	(市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	12,469棟	107,554棟	6,161棟	13,210棟	466棟
	液状化	7,595棟	10,642棟	7,615棟	7,634棟	5,339棟
	土砂災害	392棟	662棟	360棟	409棟	170棟
	津波	28,876棟	27,413棟	28,519棟	29,182棟	0棟
	火災	10,789棟	97,357棟	8,694棟	11,116棟	53棟
	合計	60,121棟	243,628棟	51,349棟	61,551棟	6,029棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	10,671箇所	33,868箇所	10,092箇所	11,072箇所	4,831箇所
	自動販売機	106箇所	389箇所	117箇所	114箇所	54箇所
	屋外落下物	12,527件	141,651件	4,526件	13,360件	235件
死者数	建物倒壊	734人	6,210人	351人	788人	27人
	屋内収容物移動等	うち42人	うち364人	うち28人	うち44人	うち11人
	土砂災害	32人	53人	29人	33人	14人
	津波	8,227人	8,184人	8,234人	8,225人	0人
	火災	159人	1,585人	0人	119人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 3人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)
	合計	9,152人	16,032人	8,615人	9,165人	41人
負傷者数	建物倒壊	8,565人	46,048人	7,036人	8,708人	1,513人
	屋内収容物移動等	うち861人	うち5,584人	うち656人	うち890人	うち306人
	土砂災害	39人	66人	36人	41人	17人
	津波	419人	412人	420人	419人	0人
	火災	136人	944人	0人	111人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 30人)	0人(冬18時 111人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 23人)
	合計	9,159人	47,470人	7,491人	9,279人	1,531人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	1,820人	18,516人	961人	1,855人	138人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	718人	718人	718人	718人	0人
	要捜索者	8,646人	8,596人	8,654人	8,644人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口					
	直後	354,302人	1,081,300人	361,158人	315,612人	60,244人
	1日後	341,466人	1,055,933人	347,744人	304,767人	55,417人
	1週間後	266,859人	907,477人	265,500人	241,923人	30,657人
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口					
	直後	419,308人	558,695人	421,918人	423,567人	146,252人
	1日後	319,670人	465,160人	320,767人	322,703人	123,439人
	1週間後	124,264人	176,300人	124,509人	125,393人	44,605人
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数					
	直後	151,900戸	684,396戸	140,679戸	158,223戸	56,941戸
	1日後	50,456戸	383,730戸	33,797戸	58,474戸	4,574戸
	2日後	33,708戸	274,321戸	22,872戸	39,966戸	222戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数					
	直後	170,182回線	865,819回線	163,287回線	177,786回線	74,287回線
	1日後	120,550回線	785,706回線	93,512回線	112,577回線	30,122回線
	1週間後	13,289回線	138,614回線	1,413回線	15,943回線	0回線
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数					
	直後	14,022戸	71,677戸	16,814戸	16,091戸	11,290戸
	1日後	12,402戸	70,057戸	15,194戸	14,471戸	9,670戸
	1週間後	7,980戸	60,337戸	7,447戸	8,394戸	3,462戸
ガス供給停止戸数 (LPガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数					
	容器転倒 ガス漏洩	8,042戸 5,627戸	14,384戸 10,110戸	7,964戸 5,562戸	8,340戸 5,832戸	5,986戸 4,219戸

被害想定総括表 (2/6)

地震名	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	335棟	88棟	49棟	22,292棟
	液状化	4,442棟	2,785棟	1,809棟	3,782棟
	土砂災害	172棟	197棟	162棟	40棟
	津波	0棟	0棟	0棟	0棟
	火災	44棟	27棟	16棟	23,798棟
	合計	4,994棟	3,096棟	2,036棟	49,911棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	3,932箇所	1,715箇所	870箇所	6,917箇所
	自動販売機	39箇所	5箇所	3箇所	71箇所
	屋外落下物	173件	39件	20件	31,872件
死者数	建物倒壊	19人	5人	3人	1,262人
	屋内収容物移動等	うち8人	うち2人	うち1人	うち86人
	土砂災害	14人	16人	13人	3人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	0人	0人	0人	687人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 1人)
	合計	33人	21人	16人	1,953人
負傷者数	建物倒壊	1,126人	524人	361人	8,515人
	屋内収容物移動等	うち253人	うち111人	うち50人	うち1,332人
	土砂災害	17人	20人	16人	4人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	0人	0人	0人	331人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 19人)	0人(冬18時 6人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 28人)
	合計	1,143人	544人	378人	8,850人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	97人	11人	6人	4,286人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人	0人
	要捜索者	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口	直後 42,807人	27,764人	17,331人	224,061人
	1日後	40,811人	25,360人	15,856人	220,288人
	1週間後	25,453人	13,281人	7,844人	197,465人
	1ヶ月後	4,670人	920人	465人	89,805人
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口	直後 131,714人	90,035人	56,019人	113,145人
	1日後	111,250人	75,882人	47,242人	95,629人
	1週間後	40,132人	27,723人	17,076人	34,691人
	1ヶ月後	1,144人	739人	530人	1,141人
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数	直後 41,622戸	7,933戸	4,447戸	86,887戸
	1日後	3,701戸	455戸	272戸	17,410戸
	2日後	348戸	0戸	0戸	6,944戸
	1週間後	0戸	0戸	0戸	63戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数	直後 55,146回線	9,989回線	5,791回線	126,215回線
	1日後	18,928回線	572回線	0回線	100,808回線
	1週間後	0回線	0回線	0回線	8,127回線
	1ヶ月後	0回線	0回線	0回線	0回線
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数	直後 7,870戸	1,499戸	748戸	9,809戸
	1日後	6,250戸	1,089戸	538戸	8,189戸
	1週間後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸
	1ヶ月後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸
ガス供給停止戸数 (LPガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数	容器転倒 5,506戸	3,753戸	2,509戸	4,725戸
	ガス漏洩	3,897戸	2,685戸	1,805戸	3,343戸

被害想定総括表 (3/6)

地震名		石鐘山脈北縁の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁の地震 (ケース2)	石鐘山脈北縁西部-伊予 灘の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁西部-伊予 灘の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	15,926棟	11,034棟	19,571棟	11,757棟
	液状化	3,295棟	3,402棟	6,573棟	5,740棟
	土砂災害	30棟	30棟	296棟	293棟
	津波	0棟	0棟	0棟	0棟
	火災	19,228棟	16,878棟	35,326棟	19,993棟
	合計	38,478棟	31,344棟	61,766棟	37,783棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	6,189箇所	5,953箇所	15,923箇所	13,476箇所
	自動販売機	59箇所	68箇所	252箇所	231箇所
	屋外落下物	22,749件	12,533件	18,413件	9,452件
死者数	建物倒壊	930人	646人	1,139人	689人
	屋内収容物移動等	うち63人	うち43人	うち84人	うち62人
	土砂災害	2人	3人	24人	24人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	558人	202人	39人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 2人)
	合計	1,491人	850人	1,202人	713人
負傷者数	建物倒壊	6,429人	6,317人	15,686人	11,810人
	屋内収容物移動等	うち975人	うち701人	うち1,452人	うち1,109人
	土砂災害	3人	3人	30人	30人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	273人	166人	41人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 26人)	0人(冬18時 23人)	0人(冬18時 65人)	0人(冬18時 58人)
	合計	6,705人	6,486人	15,757人	11,840人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	3,136人	2,137人	3,943人	2,656人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人	0人
	要捜索者	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口				
	直後	160,680人	169,735人	485,120人	393,239人
	1日後	156,630人	164,993人	462,835人	372,063人
	1週間後	135,493人	138,134人	338,539人	257,985人
1ヶ月後	64,789人	57,237人	82,885人	55,930人	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口				
	直後	106,646人	109,685人	232,531人	215,483人
	1日後	90,149人	92,383人	196,006人	181,712人
	1週間後	32,781人	33,614人	70,981人	65,550人
1ヶ月後	985人	923人	1,587人	1,576人	
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数				
	直後	80,398戸	88,833戸	319,275戸	274,468戸
	1日後	21,174戸	18,422戸	56,590戸	48,445戸
	2日後	9,735戸	7,559戸	22,972戸	20,183戸
1週間後	126戸	63戸	982戸	982戸	
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数				
	直後	115,134回線	117,251回線	410,032回線	351,563回線
	1日後	92,530回線	91,059回線	347,219回線	288,299回線
	1週間後	13,275回線	8,767回線	6,665回線	6,112回線
1ヶ月後	2,344回線	0回線	3,690回線	3,690回線	
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数				
	直後	9,400戸	9,967戸	47,860戸	44,236戸
	1日後	7,780戸	8,347戸	46,240戸	42,616戸
	1週間後	578戸	714戸	36,520戸	32,896戸
1ヶ月後	578戸	714戸	9,917戸	9,622戸	
ガス供給停止戸数 (LPガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数				
	容器転倒	4,052戸	4,039戸	9,037戸	8,272戸
ガス漏洩	2,865戸	2,853戸	6,305戸	5,764戸	

被害想定総括表 (4/6)

地震名		南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース1)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)	強風 (市町毎平均±2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	35箇所	31箇所	35箇所	35箇所	0箇所
	津波浸水域外	111箇所	197箇所	107箇所	112箇所	48箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	23箇所	5箇所	23箇所	30箇所	0箇所
	津波浸水域外	411箇所	747箇所	394箇所	407箇所	203箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	58箇所	306箇所	56箇所	41箇所	12箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	38箇所	221箇所	27箇所	38箇所	5箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	377箇所	1,008箇所	263箇所	504箇所	15箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	265,106人	436,750人	259,889人	265,958人	10,493人
	1週間後	136,191人	466,888人	129,426人	130,153人	18,150人
	1ヶ月後	152,028人	558,902人	134,805人	152,504人	13,894人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	142,726人	142,726人	142,726人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	135,387人	135,387人	135,387人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	1,810,153食	3,970,992食	1,750,883食	1,787,444食	88,395食
	給水不足量	1,497,500l	7,805,399l	1,528,752l	1,532,716l	220,318l
	毛布不足量	306,998枚	514,090枚	301,219枚	308,376枚	0枚
医療対応力不足数	入院	1,764人	13,702人	997人	1,838人	0人
	外来	2,700人	19,936人	1,670人	2,980人	0人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	11,973世帯	60,013世帯	10,542世帯	12,181世帯	1,861世帯
仮設トイレ不足量	1日後	582基	916基	572基	583基	7基
	1週間後	306基	917基	289基	294基	27基
	1ヶ月後	152基	559基	135基	152基	13基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	488.9万t	1,734.1万t	425.5万t	498.5万t	52.9万t
	津波堆積物	686.1万t	686.1万t	686.1万t	686.1万t	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	909人	894人	901人	896人	865人
	台数	1,913台	1,901台	1,907台	1,902台	1,816台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	40,055人	62,984人	39,186人	40,202人	1,342人
	1週間後	22,030人	62,704人	20,571人	21,409人	1,897人
	1ヶ月後	11,085人	38,476人	9,575人	11,192人	865人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	6棟	97棟	5棟	5棟	1棟
	揺れ	0施設	16施設	0施設	0施設	0施設
文化財の被災可能性	火災	1施設	4施設	0施設	1施設	0施設
	津波	1施設	1施設	1施設	1施設	0施設
	農業集落	14集落	242集落	1集落	41集落	0集落
孤立の可能性がある集落	漁業集落	4集落	26集落	1集落	22集落	0集落
	危険度ランクA	137箇所	657箇所	122箇所	147箇所	20箇所
ため池被害	危険度ランクB	357箇所	982箇所	293箇所	392箇所	137箇所
	危険度ランクC	2,106箇所	961箇所	2,185箇所	2,061箇所	2,443箇所
	漁船被害数	10,448隻	10,448隻	10,448隻	10,448隻	0隻
漁業施設	漁場被害面積	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	0.0km ²
	使用可能	1,717施設	869施設	1,747施設	1,696施設	2,188施設
	一部制限	878施設	1,014施設	871施設	881施設	567施設
重要施設	支障有	312施設	1,024施設	289施設	330施設	152施設
	液状化被害面積	88.7km ²	172.6km ²	92.1km ²	95.9km ²	52.3km ²
農地被害	津波被害面積	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	—
	経済被害額	直接被害額	5.79兆円	16.15兆円	5.42兆円	5.83兆円
建物		3.91兆円	11.13兆円	3.63兆円	3.93兆円	0.54兆円
家庭用品等		0.88兆円	2.83兆円	0.81兆円	0.89兆円	0.15兆円
ライフライン		0.43兆円	0.91兆円	0.43兆円	0.44兆円	0.30兆円
交通施設		0.30兆円	0.58兆円	0.29兆円	0.29兆円	0.02兆円
その他公共土木施設		0.17兆円	0.33兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.12兆円
	災害廃棄物処理	0.11兆円	0.38兆円	0.09兆円	0.11兆円	0.01兆円

被害想定総括表 (5/6)

地震名		安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)
風速						
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	44箇所	35箇所	25箇所	45箇所	56箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	193箇所	125箇所	88箇所	171箇所	205箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	9箇所	1箇所	0箇所	137箇所	158箇所
	地方港湾	4箇所	5箇所	4箇所	12箇所	14箇所
漁港被害箇所数	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	13箇所	22箇所	17箇所	86箇所	100箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	8,596人	4,740人	3,004人	54,924人	63,502人
	1週間後	14,904人	8,238人	5,090人	93,894人	112,606人
	1ヶ月後	12,695人	5,616人	3,447人	115,985人	134,457人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,693人	135,288人	133,742人	121,278人	122,635人
	居住ゾーン外への外出者数	135,354人	127,949人	126,403人	113,939人	115,296人
物資不足量	食糧不足量	69,030食	28,347食	6,629食	587,567食	703,751食
	給水不足量	247,881l	69,666l	20,864l	1,573,479l	1,779,283l
	毛布不足量	0枚	0枚	0枚	41,011枚	51,083枚
医療対応力不足数	入院	0人	0人	0人	2,541人	3,368人
	外来	0人	0人	0人	3,412人	4,300人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	1,569世帯	893世帯	520世帯	12,368世帯	14,167世帯
仮設トイレ不足量	1日後	5基	3基	2基	105基	120基
	1週間後	23基	10基	7基	155基	186基
	1ヶ月後	12基	5基	3基	115基	134基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	43.5万t	27.1万t	17.8万t	343.6万t	405.2万t
	津波堆積物	—	—	—	—	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	879人	841人	756人	750人	775人
	台数	1,853台	1,785台	1,533台	1,291台	1,338台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	1,088人	628人	410人	7,727人	8,936人
	1週間後	1,524人	951人	605人	10,917人	13,070人
	1ヶ月後	775人	380人	239人	8,139人	9,390人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	23棟	37棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
	火災	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性のある集落	農業集落	0集落	0集落	0集落	2集落	2集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	17箇所	28箇所	17箇所	56箇所	102箇所
	危険度ランクB	122箇所	33箇所	27箇所	63箇所	84箇所
	危険度ランクC	2,461箇所	2,539箇所	2,556箇所	2,482箇所	2,414箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	2,343施設	2,608施設	2,727施設	2,527施設	2,388施設
	一部制限	452施設	240施設	153施設	236施設	321施設
	支障有	112施設	59施設	27施設	144施設	198施設
農地被害	液状化被害面積	35.8km ²	16.4km ²	8.7km ²	35.1km ²	45.3km ²
	津波被害面積	—	—	—	—	—
経済被害額	直接被害額	0.95兆円	0.59兆円	0.38兆円	3.33兆円	3.94兆円
	建物	0.43兆円	0.26兆円	0.18兆円	2.25兆円	2.64兆円
	家庭用品等	0.12兆円	0.07兆円	0.05兆円	0.53兆円	0.63兆円
	ライフライン	0.27兆円	0.17兆円	0.10兆円	0.25兆円	0.32兆円
	交通施設	0.02兆円	0.01兆円	0.01兆円	0.10兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.10兆円	0.07兆円	0.04兆円	0.11兆円	0.14兆円
	災害廃棄物処理	0.01兆円	0.01兆円	0.00兆円	0.08兆円	0.09兆円

被害想定総括表 (6/6)

地震名		石鐘山脈北縁の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁の地震 (ケース2)	石鐘山脈北縁西部-伊予 灘の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁西部-伊予 灘の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	35箇所	36箇所	92箇所	85箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	145箇所	144箇所	401箇所	371箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—
	重要港湾	70箇所	60箇所	94箇所	76箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	1箇所	1箇所	65箇所	62箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種~4種)	47箇所	41箇所	182箇所	187箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	42,642人	36,180人	77,155人	51,334人
	1週間後	69,538人	70,103人	165,917人	123,251人
	1ヶ月後	85,093人	79,976人	157,962人	107,387人
帰宅困難者	帰宅困難者数	122,635人	122,635人	142,222人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	115,296人	115,296人	134,883人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	448,626食	419,338食	978,700食	704,881食
	給水不足量	1,110,042ℓ	1,233,883ℓ	2,711,409ℓ	1,632,064ℓ
	毛布不足量	26,188枚	19,280枚	55,360枚	27,187枚
医療対応力不足数	入院	1,771人	1,320人	1,913人	920人
	外来	2,101人	2,036人	3,756人	2,305人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	9,815世帯	7,932世帯	16,835世帯	12,437世帯
仮設トイレ不足量	1日後	80基	63基	140基	81基
	1週間後	115基	116基	277基	205基
	1ヶ月後	85基	79基	158基	107基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	260.5万t	209.4万t	405.9万t	253.7万t
	津波堆積物	—	—	—	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	778人	782人	873人	870人
	台数	1,360台	1,362台	1,820台	1,824台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	6,167人	5,206人	10,028人	6,493人
	1週間後	8,334人	8,343人	18,156人	13,227人
	1ヶ月後	6,177人	5,773人	10,369人	6,874人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	23棟	23棟	17棟	12棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設
	火災	0施設	0施設	0施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	0集落	0集落	2集落	0集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	34箇所	38箇所	175箇所	128箇所
	危険度ランクB	63箇所	70箇所	367箇所	321箇所
	危険度ランクC	2,503箇所	2,492箇所	2,058箇所	2,151箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0ka	0.0ka	0.0ka	0.0ka
重要施設	使用可能	2,582施設	2,564施設	1,777施設	1,923施設
	一部制限	206施設	229施設	667施設	628施設
	支障有	119施設	114施設	463施設	356施設
農地被害	液状化被害面積	34.8kn	37.8kn	85.9kn	70.5kn
	津波被害面積	—	—	—	—
経済被害額	直接被害額	2.52兆円	2.31兆円	5.02兆円	3.63兆円
	建物	1.69兆円	1.52兆円	3.18兆円	2.13兆円
	家庭用品等	0.41兆円	0.38兆円	0.87兆円	0.65兆円
	ライフライン	0.23兆円	0.24兆円	0.55兆円	0.50兆円
	交通施設	0.05兆円	0.04兆円	0.13兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.09兆円	0.09兆円	0.19兆円	0.17兆円
	災害廃棄物処理	0.06兆円	0.05兆円	0.09兆円	0.06兆円

被害想定（西予市（1/3））

項目		愛媛県想定 (H25.12)	西予市 (H25.12)	
地震名		南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	
地震規模		M9.0	M9.0	
想定シーン		人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	人的被害:冬深夜 人的被害以外:冬18時	
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	冬深夜4.9m/s 冬18時5.7m/s	
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	48,535棟	
	揺れ	107,554棟	10,342棟	
	液状化	10,642棟	166棟	
	土砂災害	662棟	24棟	
	津波	27,413棟	2,961棟	
	火災	97,357棟	3,226棟	
	合計	243,628棟	16,719棟	
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	33,868箇所	1,863箇所	
	自動販売機	389箇所	10箇所	
	屋外落下物	141,651件	14,222件	
死者数	建物倒壊	6,210人	635人	
	屋内収容物移動等	うち364人	うち22人	
	土砂災害	53人	2人	
	津波	8,184人	634人	
	火災	1,585人	80人	
	ブロック塀の倒壊等	0人 (冬18時:3人)	0人 (冬18時:0人)	
	合計	16,032人	1,351人	
負傷者数	建物倒壊	46,048人	3,887人	
	屋内収容物移動等	うち5,584人	うち319人	
	土砂災害	66人	2人	
	津波	412人	27人	
	火災	944人	26人	
	ブロック塀の倒壊等	0人 (冬18時:111人)	0人 (冬18時:2人)	
	合計	47,470人	3,943人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	18,516人	1,138人	
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	718人	74人	
	要捜索者	8,596人	661人	
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	39,213人	
	断水人口	直後	1,081,300人	39,213人
		1日後	1,055,933人	39,139人
		1週間後	907,477人	38,808人
		1ヶ月後	392,624人	23,748人

被害想定（西予市（2/3））

項目		愛媛県想定	西予市	
		(H25.12)	(H25.12)	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	16,911人	
	支障人口	直後	558,695人	16,096人
		1日後	465,160人	13,687人
		1週間後	176,300人	5,589人
		1ヶ月後	16,781人	1,127人
停電軒数	電灯軒数	808,261戸	26,647戸	
	停電軒数	直後	684,396戸	26,647戸
		1日後	383,730戸	23,594戸
		2日後	274,321戸	18,490戸
		1週間後	40,516戸	3,177戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	27,405回線	
	不通回線数	直後	865,819回線	25,733回線
		1日後	785,706回線	23,702回線
		1週間後	138,614回線	7,178回線
		1ヶ月後	79,599回線	4,334回線
携帯電話不通ランク	直後	-	-	
	1日後	-	-	
	4日後	-	-	
	1週間後	-	-	
ガス供給停止戸数(都市ガス)	供給戸数	74,740戸	-	
	停止戸数	直後	71,677戸	-
		1日後	70,057戸	-
		1週間後	60,337戸	-
		1ヶ月後	26,068戸	-
ガス供給停止戸数(LPガス)	供給戸数	440,567戸	-	
	停止戸数	容器転倒	14,384戸	556戸
		ガス漏洩	10,110戸	393戸
道路施設被害箇所数(緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	-	
	津波浸水域	31箇所	場所不明	
	津波浸水域外	197箇所	場所不明	
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	11.3km	
	津波浸水域	5箇所	0箇所	
	津波浸水域外	747箇所	31箇所	
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	
	国際拠点港湾	-	-	
	重要港湾	306箇所	-	
漁港被害箇所数	地方港湾	221箇所	6箇所	
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	
避難者数(避難所内外)	漁港(1種~4種)	1,008箇所	81箇所	
	1日後	436,750人	19,739人	
	1週間後	466,888人	23,715人	
	1ヶ月後	558,902人	30,756人	

被害想定（西予市（3/3））

項 目		愛媛県想定 (H25.12)	西予市 (H25.12)
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	2,564人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	3,905人
物資不足量	食糧不足量	3,970,992食	193,063食
	給水不足量	7,805,399L	417,615L
	毛布不足量	514,090枚	23,182枚
医療対応力不足数	入院	13,702人	1,107人
	外来	19,936人	2,242人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	60,013世帯	2,352世帯
仮設トイレ不足量	1日後	916基	41基
	1週間後	917基	47基
	1ヶ月後	559基	31基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	1,734.1万t	125.6万t
	津波堆積物	686.1万t	20.3万t
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	894人	15人
	台数	1,901台	90台
災害時要援護者（避難所内）	1日後	62,984人	3,225人
	1週間後	62,704人	3,710人
	1ヶ月後	38,476人	2,414人
人口造成地による建物被害	全壊棟数	97棟	-
文化財の被災可能性	揺れ	16施設	1施設
	火災	4施設	1施設
	津波	1施設	0施設
孤立の可能性のある集落	農業集落	242集落	87集落
	漁業集落	26集落	14集落
ため池被害	危険度ランクA	657箇所	108箇所
	危険度ランクB	942箇所	103箇所
	危険度ランクC	962箇所	24箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	864隻
	漁場被害面積	68.4km ²	2.9km ²
重要施設	使用可能	869施設	111施設
	一部制限	1,014施設	47施設
	支障有	1,024施設	43施設
農地被害	液状化被害面積	172.6km ²	0.4km ²
	津波被害面積	36.6km ²	0.7km ²
経済被害	直接被害	16.2兆円	-
	建物	11.13兆円	-
	家庭用品	2.83兆円	-
	ライフライン	0.91兆円	-
	交通施設	0.58兆円	-
	その他公共土木施設	0.33兆円	-
	災害廃棄物処理	0.38兆円	-

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から市土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及びその達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

第2編 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1章 津波災害予防対策の基本的考え方【危機管理課】

1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

市は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

(1) 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

(2) 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定にあたっては、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査し、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を行う。

(3) 津波想定に係る留意点

市は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県のデータを参考に具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることを留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があることとしている。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意することとしている。

第2章 防災思想・知識の普及【危機管理課、消防本部、建設課、学校教育課、まなび推進課、まちづくり推進課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市、県及び関係機関は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市の活動

市は、職員が的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の津波被害を最小限にとどめるため、地域の津波浸水予測範囲や避難路、指定避難所等を記載した津波ハザードマップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所等へ避難すること等について周知徹底に努める。

なお、啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

2 市職員に対する教育

市職員としての的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 市地域防災計画（津波災害対策編）と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 組織のリーダーとなる管理職員に対しての指揮統制能力の向上

- (8) 家庭及び地域における津波防災対策
- (9) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (10) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各部局等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

3 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、市職員に準じて教職員への教育を指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び津波災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎知識を習得させるとともに、津波災害時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（指定緊急避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校等の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

市は、津波災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女や子どものニーズの違いなどにも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- ア) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自ら置かれた状況によ

っては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

- イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - ロ) 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波の発生の可能性 など
- (イ) 津波警報等に関する知識
 - (ロ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
 - ア) 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - イ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
 - ロ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など
 - (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (オ) 防災関係機関等が講じる津波防災対策等に関する知識
 - (カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
 - (キ) 津波浸水予測範囲に関する知識
 - (ク) 津波想定の不確実性
 - ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ロ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
 - エ) 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
 - (ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
 - (コ) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油や、携帯電話の満充電等、家庭における防災対策に関する知識
 - (サ) 応急手当等看護に関する知識
 - (シ) 避難生活に関する知識
 - (ス) 要援護者や男女や子どものニーズの違い等に関する知識
 - (セ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
 - (ソ) 早期自主避難の重要性に関する知識
 - (タ) 防災士の活動等に関する知識
- イ 啓発の方法
 - (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
 - (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
 - (ロ) 映画、資料映像等の利用
 - (エ) 講演会、講習会の実施

(イ) 防災訓練の実施

(カ) インターネット（市ホームページ、市公式SNS等）の活用

(キ) 各種ハザードマップ等の利用

(ク) 視覚的周知

・過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は県と協力し、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて津波防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災週間」及び「津波防災の日」等における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」、「津波防災の日（11月5日）」及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、普及・啓発を図る。

5 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する津波防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや

利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

(1) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(3) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(4) 防災地理情報の整備等

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(5) 防災と福祉の連携等

市及び県は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 自主防災組織の活動 【危機管理課、消防本部】

津波による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、津波や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

自主防災組織の活動のうち、自主防災組織の育成強化、果たすべき役割、消防団との連携、及び事業所等における自主防災活動については、風水害等対策編第2編第3章「自主防災組織の防災対策」を準用する。

1 住民の果たすべき役割

住民は、津波災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

- (1) 津波防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (6) 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- (7) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努める。
- (8) 飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品、緊急物資を備蓄するとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、自動車へのこまめな満タン給油や携帯電話の満充電を行い、動物飼養者にあつては、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (10) 市や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- (13) 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避

難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

- (15) 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

3 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、「自分たちの命は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。そのうえで、次のような対策を実践する。

- (1) 若いリーダーの育成。
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知。
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化。
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化。
- (5) 発災時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようルールづくりをする。
- (6) 避難行動要支援者の避難等の支援に対する取組みの促進。
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- (8) 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

4 地域における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けた市は、必要があると認めるときは市地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区におい

て、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区住民等の参加のもと、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4章 事業者の防災対策【危機管理課、消防本部、経済振興課】

津波による被害を軽減するため、企業などの事業者が、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、津波発生時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、飲料水、緊急物資を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、市等が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、市は、事業者が行う津波防災対策への支援に努める。

（風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第4章「事業者の防災対策」を準用）

第5章 業務継続計画の策定【危機管理課ほか全部局】

市、県及び事業者は、津波による浸水が想定される施設等における災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

（風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第5章「業務継続計画の策定」を準用）

第6章 ボランティアの防災活動【福祉課、まちづくり推進課】

大規模な津波災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重し、ボランティアの能力が発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネーター等の養成や地域のボランティア団体、NPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

（風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第6章「ボランティアの防災活動」を準用）

第7章 津波避難訓練の実施【危機管理課】

1 市の活動

市は、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

2 訓練実施の留意点

市、県及び公共機関は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

市及び県は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自体の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能を図るものとする。

なお、訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫するものとする。

第8章 津波に強い地域づくり【各課】

1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

市、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮するよう適切に維持管理する。

また、市、県及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 津波に強い地域の形成

(1) 総合的な津波防災対策の推進

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

また、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

(2) 津波災害警戒区域に指定された際の市の活動

県は、津波による危険の著しい区域について、人的災害を防止するため津波災害警戒区域（※1）、津波災害特別警戒区域（※2）や災害危険区域（※3）の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

市の区域が津波災害警戒区域に指定を受けているため、市地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について市地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

さらに、市は、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

加えて、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域。都道府県知事が指定する。

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域。都道府県知事が指定する。

※3 災害危険区域（建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第39条）

津波災害等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める。

3 海岸保全施設等の整備

市が面している宇和海沿岸は典型的なリアス式海岸であり、津波が増幅されやすい地形を呈している。また、市における海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の嵩上げの必要な箇所が多い。このため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸保全施設の整備促進に努め、住民の生命と財産を守り、避難の円滑化を図る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く）の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震

性の確保を図るものとする。

- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設等の整備にあたっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
- (5) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 津波防護施設については、市が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められた施設を対象に、具体的な整備目標及びその達成期間を定め計画的に整備するものとする。

4 避難関連施設の整備

市、県及び国は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

- ア 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- イ 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。
- ウ 津波や火災等により、指定緊急避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食料、雨や寒さ等への対策に努める。
- エ さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。
- オ アの指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違われぬよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(2) 津波避難ビルの整備・指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(3) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備にあたっては、以下のことを十分考慮するものとする。

(イ) 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難 等

(ロ) 指定緊急避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

5 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等の災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地区の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化はもとより停電対策や浸水対策等の耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

(6) 廃棄物処理施設

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

7 危険物等施設の安全確保

市は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的实施等を促進する。

(1) 高圧ガス施設

ア 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にするほか、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

イ 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

ウ 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施する。

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編11-1〉危険物許可施設状況

第9章 津波避難体制の整備【危機管理課、教育総務課、学校教育課、まなび推進課、福祉課、医療対策室、まちづくり推進課】

1 伝達体制の整備

(1) 市は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

国及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び市との情報の共有化を図る。

(2) 市は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。

(3) 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。また、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(4) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

2 津波警戒等の周知徹底

市は、一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- (1) 市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予測図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 市は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- (3) 津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、都市公園、地域づくり活動センター、学校等の公共施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市地域防災計画に定めておく。

また、市はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女、子供のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

ア 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を指定緊急避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等を活用するものとし、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (ア) 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (イ) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (ウ) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (エ) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配慮すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

(オ) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

イ 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(ア) 避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

(イ) 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

(ロ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(ハ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ニ) なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を受入れできること。

(ホ) 津波災害後による津波浸水想定区域外の市域内段階避難を考慮すること。

(2) 避難所の設備及び資機材の配備

市は、指定避難所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、市は、指定避難所における貯水槽、井戸、携帯トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ

レ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。さらに、市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資に加え、マスク、消毒液といった衛生物資、ダンボールベッド、パーティション、体温計等の備蓄に努める。

加えて、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

(3) 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る。

- ア 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。
- イ 建物所有者の協力を得て、津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。
- ウ 津波危険予測図や津波災害警戒区域等に基づき、指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民への配布・周知を行う。
- エ 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。
- オ 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行う。
- カ 市は、指定避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定するよう努める。また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- キ 市は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じ次の事項について別に定め、各種整備を行うものとする。

- ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

- ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画
 - オ 同報無線の整備等の方針・計画
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。
- (4) 公園管理者は、公園の避難施設としての活用について検討するとともに、公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。
- (5) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。
- ア 道路防災対策及び改良整備
道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋りょう、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。
 - イ 円滑な避難誘導支援対策
道路管理者は、津波警報発令時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。併せて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。
 - ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策
道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。
 - エ 道路施設の長寿命化対策
道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

5 住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）や避難路・避難階段の整備・確保など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者

は、津波から円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(2) 避難方法の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討にあたっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(3) 避難誘導にあたる者の安全確保

市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

(4) 避難行動要支援者支援体制の強化

避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(5) 協定締結の促進

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(6) 避難所情報周知の強化

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

6 交通対策

(1) 道路

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について（一社）愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

（2）海上

第六管区海上保安本部（宇和島海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要な海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じる。

また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講じるほか海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていくものとする。

（3）鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

7 市自らが管理等を行う施設等に関する津波対策

（1）不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、地域づくり活動センター、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

（ア）津波警報等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

（イ）入場者等の安全確保のための退避等の措置

（ロ）施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- (エ) 出火防止措置
 - (オ) 水、食料等の備蓄
 - (カ) 消防用設備の点検、整備
 - (キ) 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- イ 個別事項
- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校等にあつては、
 - ア) 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校）は、これらの者に対する保護の措置
 - ウ 社会福祉施設等にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部及び現地本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資器材及び緊急車両等の確保
 - イ 市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (3) 工事中の建築等に対する措置
- 工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

〈資料編2-5〉大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統

第10章 孤立地区対策【危機管理課】

津波が発生した場合に、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されることで孤立するおそれのある地区については、市は、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模な津波災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第27章「孤立地区対策」を準用)

第11章 緊急物資の確保対策【危機管理課、財政課、経済振興課、上下水道課】

大規模な津波災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から緊急物資等の確保に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進する。

また、備蓄を行うにあたっては、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制整備に努める。

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第14章「緊急物資の確保対策」を準用)

第12章 医療救護体制の確保【医療対策室】

大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、医療機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第15章「医療救護対策」を準用)

第13章 防疫・保健衛生活動の確保【環境衛生課、健康づくり推進課】

津波災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

さらに、津波災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第16章「防疫・保健衛生体制の整備」を準用)

第14章 廃棄物等の処理【環境衛生課、上下水道課】

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第17章「廃棄物等の処理」を準用)

第15章 要配慮者の支援対策【福祉課、長寿介護課、子育て支援課、まちづくり推進課】

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第18章「要配慮者の支援対策」を準用)

第16章 広域応援体制の整備【総務課、危機管理課、消防本部】

(風水害対策編 第2編 災害予防対策 第19章「広域応援体制の整備」を準用)

第17章 情報通信システムの整備【危機管理課、政策推進課、消防本部】

市、県及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模な津波災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、大規模な津波等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

(地震災害対策編 第2編 災害予防対策 第19章「情報通信システムの整備」を準用)

第18章 文化財の災害予防対策【まなび推進課、経済振興課】

(風水害等対策編 第2編 災害予防対策 第22章「文化財の災害予防対策」を準用)

第19章 災害復旧・復興への備え【各課】

1 平常時からの備え

市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市、県、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

2 複合災害への備え

市等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が

複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市等の防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

建築物の所有者等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、市及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理能力の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、市、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

市及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)

市は、各種情報システムについて、津波災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 被災証明書交付体制の整備

市は、災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、効率的な被災証明書交付のためのシステム整備等を計画的に進めるなど、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、被災証明書を速やかに発行するため、以下の事前対策を行い、備えておく。

(1) 被害家屋調査員の登録

被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

(2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 調査携帯物品等の備蓄

日頃から調査班に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

6 事前復興の実施

市は被災後に早期かつ的確に復興まちづくり計画を策定できるよう、事前復興の取組を行う。

7 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第20章 過去の災害を踏まえた対策【各課】

災害予防対策を取組むにあたっては、過去の災害対応の実態から災害対応業務の課題等を抽出し、改善を取組む必要がある。災害が発生する度にその災害対応を振り返り、今後の災害対応への対策を行う。

1 平成30年7月豪雨災害を踏まえた対策

市は、平成30年7月豪雨災害における市の災害対応の実態を、職員個人や市組織に対するアンケート調査やヒアリング調査をもとに把握し、検討会での議論を通じて課題を抽出し、今後の対策について検討した。対策については「平成30年7月豪雨における西予市災害対応に関する検討報告書」の中で行動指針として策定した。

津波災害においても準用することとし、行動指針にもとづいて担当班は、計画的に対策に取り組むこととし、継続的な進捗管理を通して市の災害対応力を高めることとする。なお、県及び住民に対して対策を進める必要がある事項については、担当課が中心となって実施する。

〈資料編16-1〉平成30年7月豪雨における西予市災害対応に関する検討報告書（第5章のみ一部抜粋・修正）

第3編 災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的に市があたり、県は、広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1章 災害発生直前の対策【総括班】

1 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施する上で不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

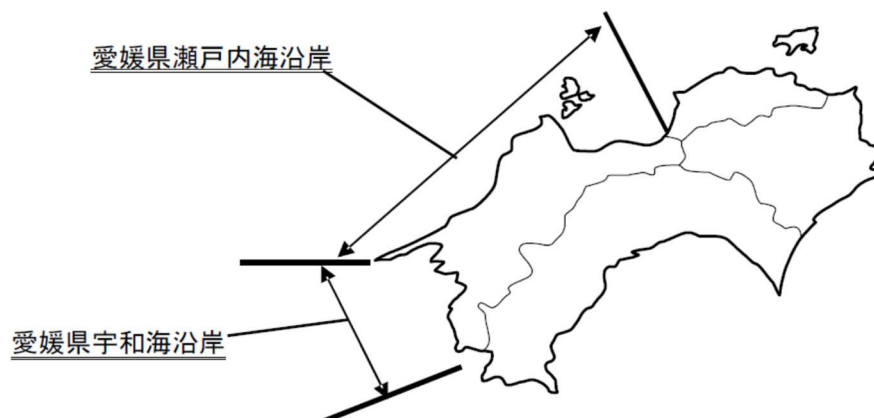
(1) 国（気象庁）の津波警報等

ア 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については、特別警報に位置付けられる。

- (ア) 県内の津波予報区（西予市は「愛媛県宇和海沿岸」）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合
- (イ) 県内で震度1以上を観測した場合
- (ウ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合
- (エ) その他必要と認める場合



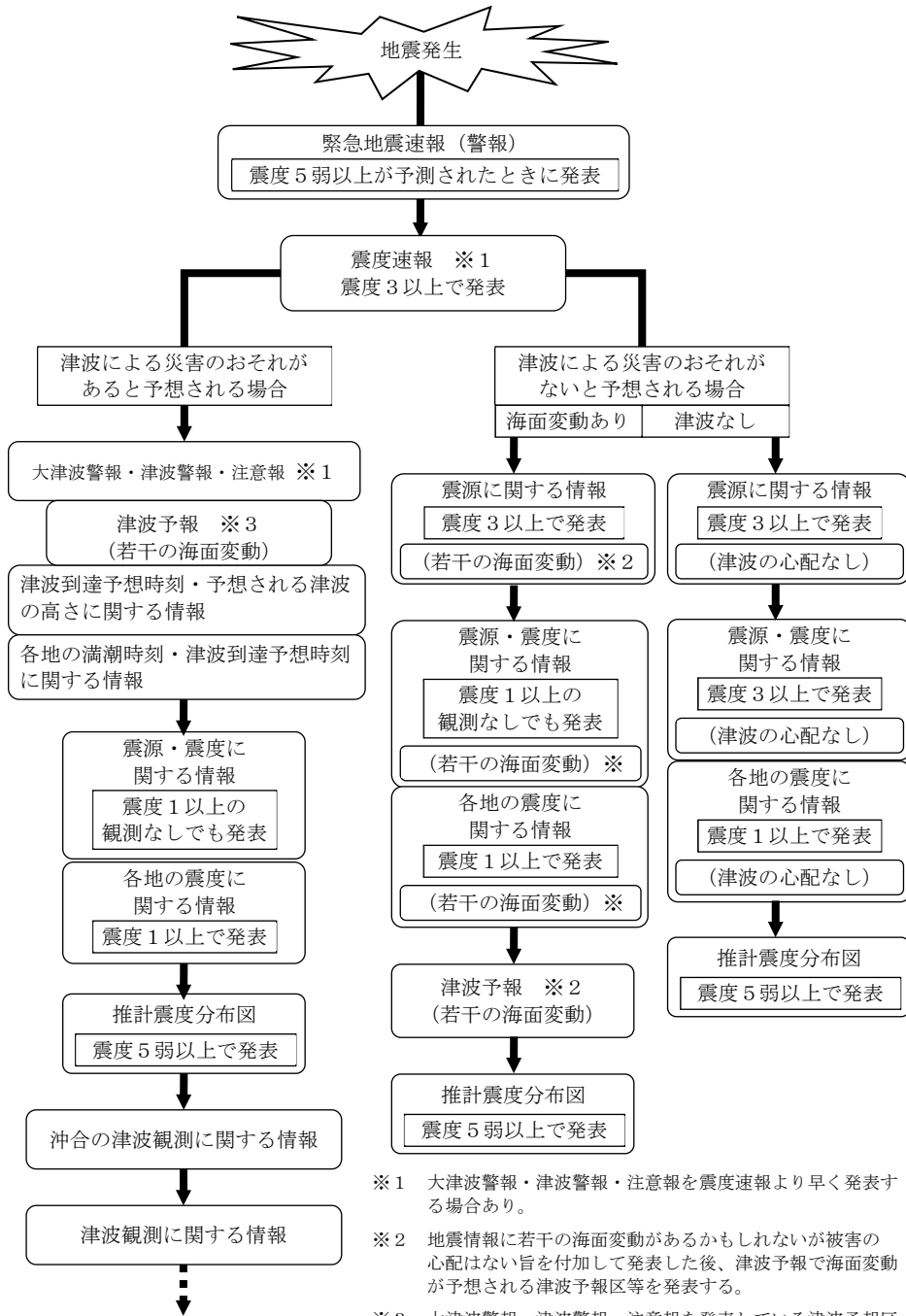
(2) 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報等で、内容については資料編「地震・津波に関する情報の解説」によ

る。

(3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



- ※1 大津波警報・津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 大津波警報・津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(4) 情報伝達の留意事項

気象庁 (松山地方气象台) は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後、詳細な状況が明

らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

また、津波警報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(5) 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は、資料編「津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」のとおりとする。

【津波警報等の種類】

種 類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ※1
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ※2
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 市の活動

(1) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、市災害対策本部（市災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、市ホームページ、広報車、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア等を活用して、住民への周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

(2) 津波に対する措置

ア 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき

直ちに住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

イ 「津波注意報」が発表されたとき

(ア) 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難指示等必要な処置をとる。

(イ) 住民、漁協、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市の情報

に注意するよう呼びかける。

(ウ) 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。

ウ 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

(ア) 海面の監視

対応にあたる者の安全が確保されることを前提に、気象庁（松山地方気象台）から「大津波警報」、津波警報、津波注意報、津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は海面の状態を監視する。

(イ) 報道の聴取

地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取する。

(ウ) 避難指示等

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市長は住民に対して避難指示等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。

3 避難指示

市長は、迅速・的確な避難指示を行う。

- (1) 「大津波警報」又は津波警報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。
- (3) 津波は、津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。
- (4) 津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 地震発生時に市長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示を発令する。
- (6) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

〈資料編2-4〉 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報・地震情報等の種類と内容

〈資料編2-5〉 大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図

第2章 活動体制【総括班、情報受信班、情報整理班、広報班】

市内での大規模な津波災害時、市、県等防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

1 津波発生時の緊急配備体制

市は、津波災害時、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じた配備体制をとる。

なお、勤務時間外に迅速な対応を図るため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、「防災メール」により携帯電話等で防災担当職員等に参集を呼びかける。

2 職員の動員計画

(1) 本庁各部局及び支所等は、配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「職員配備体制計画」及び「職員初動マニュアル」を全職員に配布し、常に携帯させることで、動員体制の周知徹底を図る。

特に、夜間や休日等の勤務時間外において災害発生初期の情報収集や災害対策本部・現地災害対策本部の設置などに迅速に対応するため、あらかじめ本庁又は支所等の庁舎の近隣に居住する職員の中から配備要員を指名するなど所要の対策を講じておく。

(2) 配備要員に指名された職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ等により地震又は津波の発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

その他の職員は、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁するよう連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、自己が所属する部局の最寄りの関係機関に参集し、応急活動に従事する。

(3) 調整局（総括班または広報班）は、必要に応じ、報道機関に対し関係職員の非常参集の放送を依頼する。

3 警戒体制

災害警戒本部を設置する以前の体制として、次の設置基準に基づき、警戒体制を配備する。

なお、警戒体制の設置及び廃止については、関係機関等に通知及び公表する必要はないものとする。

(1) 設置基準と廃止基準

区分	配備基準	廃止基準
警戒体制	津波注意報が発表されたとき	①津波の警戒にあたる必要がなくなったとき ②災害警戒本部が設置されたとき

(2) 警戒体制の活動

原則として、総務部危機管理課に設置し、情報収集及び連絡活動を主として、状況により他の職員を動員できる体制とする。

(3) 警戒体制の要員は次のとおりとする。

区分	基準		配備要員	
			勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	津波注意報	本庁	○危機管理課全職員	○明浜及び三瓶以外に居住している危機管理課職員 ○勤務時間内における明浜及び三瓶支所の配備要員の内、明浜及び三瓶以外に居住している職員
		署	○当務隊	○当務隊
		明浜	○支所長 ○支所長補佐	○明浜及び三瓶に居住している危機管理課職員
		三瓶	○消防・防災担当者 ○産業建設課長以下あらかじめ指名された職員	○勤務時間内における配備体制と同程度となるようあらかじめ指名された明浜及び三瓶に勤務し、かつ居住している職員

4 災害対策本部

津波応急対策を総合的かつ迅速に行うため、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び西予市災害対策本部条例（平成16年4月1日条例17条）に基づき、「西予市災害対策本部」を設置する。

(1) 設置基準と廃止基準

区分	配備基準	廃止基準
災害対策本部	第一配備 津波警報が発表されたとき	①予想される災害の発生がないとき ②災害応急対策措置が完了したとき
	第二配備 大津波警報が発表されたとき	①予想される災害の発生がないとき ②災害応急対策措置が完了したとき

(2) 設置及び廃止の公表

市災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 部	庁内放送、口頭、電話、庁内グループウェア	本 部 調 整 局 長 (総務部長)
一 般 住 民	防災行政無線、CATV、報道機関、サイレン、警鐘、広報車	
南予地方局八幡浜支局総務県民室	県災害情報システム、県防災通信システム、電話その他迅速な方法	
市防災会議関係機関	電話、県防災通信システム	
報 道 機 関	口頭、電話、文書、Lアラート	

(3) 災害対策本部の設置場所

本部室は、原則として市役所本庁舎内（5階大会議室）に設置する。

ただし、災害の状況等によっては、西予市消防本部庁舎内、その他本部長が指定する施設に代替場所を選定する。

(4) 本部配置図

災害対策本部室の配置設定は、概ね資料編13-4のとおりとする。

ただし、必要に応じて配置の変更や他の部屋等の活用を図る。

(5) 市災害対策本部の組織

ア 市災害対策本部は、本部長（市長）の統括のもとに、対策部を置き、それぞれの関係部等の長をその長にあてる。

イ 各対策部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備える等体制を整備する。

ウ 市災害対策本部に調整局を置き、あらかじめ指名された職員がその任にあたる。

エ 市災害対策本部の組織は、別表1のとおりとする。なお、本部長は、災害の規模、被害の程度等により必要と認めるときは、上記と異なる組織編成を行うことができる。

(6) 本部長及び副本部長

ア 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長をもってあてる。

イ 本部長は、災害対策本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

ウ 副本部長は、本部長を補佐する。また、本部長が事故や不在時等の非常時には、指揮命令系統の確立のため、副本部長が代理するが、その順位を次のように定める。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 消防長
- 第5順位 消防次長

(7) 本部員

- ア 本部員は、下記に掲げる職にある者をもってあてる。
- イ 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。
- ウ 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

(本部会議の構成)

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 教育長	総務部長、消防長、支所長、政策企画部長、産業部長、建設部長、生活福祉部長、教育部長、医療介護部長、会計管理者、議会事務局長、本部長が指名する職員

(8) 本部会議の開催

- ア 本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、本部調整局長（総務部長）に指示し、随時、本部会議を招集する。
- 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、津波の規模、被害の程度等により、必要に応じて国、県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に参画を求めることができる。
- イ 本部会議で報告、審議すべき事項は、概ね次のとおりとする。
- (ア) 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
 - (イ) 被害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (ウ) 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集、報告、伝達等に関すること。
 - (エ) 住民への避難情報に関すること。
 - (オ) 災害応急対策の実施に係る調整に関すること。
 - (カ) 被災者の救助、救済対策に係る調整に関すること。
 - (キ) 国（自衛隊を含む。）、県及び他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関すること。
 - (ク) 災害救助法の適用要請等各種救済措置に関すること。
 - (ケ) その他重要な災害対策に関すること。

(9) 本部調整局

ア 本部調整局の業務

市災害対策本部を設置した場合には、本部組織の円滑な活動を図るため、本部調整局を設置する。本部調整局の主な業務は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 本部の設置及び廃止に関すること。
- (イ) 本部の庶務に関すること。
- (ウ) 本部長、副本部長との連絡に関すること。
- (エ) 本部会議に関すること。
- (オ) 国、県、他市町、関係機関等への総括的な応援要請や連絡調整に関すること。
- (カ) 現地対策本部及び各本部対策部との連絡調整に関すること。

- (キ) 本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。
- (ク) 津波情報その他災害応急対策に必要な情報等の収集伝達に関する事。
- (ケ) 津波災害対策活動の取りまとめに関する事。
- (コ) 防災情報システムの運用に関する事。
- (カ) 応急対策活動の調整に関する事。

イ 本部調整局の構成

(本部事務局の構成)

事務局長	事務局次長	事務局員
総務部長	総務部 危機管理課長	総務部危機管理課職員及び各部よりあらかじめ 指名された職員

ただし、本部長は、津波被害の状況に応じ必要と認めるときは、臨機の措置を命ずることができる。

(10) 本部調整局員

本部調整局員は、総務部危機管理課職員及び参集にかかる時間等を勘案し、各部においてあらかじめ指名された職員とする。

なお、各部の長は、災害対策活動の状況に応じて、各部において指名された本部調整局員の交代要員のローテーションに留意する。

(11) 連絡員

災害対策本部を設置したときは、各対策部は、本部事務局と各対策部の連絡を密接に行うため、本部室に各対策部の連絡員を配置する。

連絡員は、各部の地震・津波被害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

(12) 現地災害対策本部の設置

ア 災害対策本部が設置されたときは、各支所においては直ちに現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は本部員である支所長とし、現地本部副本部長は支所長補佐及び産業建設課長をもってあてる。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、各対策班員を指揮監督する。

5 本部対策部及び現地本部対策班の分掌事務及び組織

(1) 災害対策本部を構成する部及び現地本部を構成する班の主な分掌事務は、別途マニュアルにて定める。

ただし、本部長は、必要と認めるときは、臨機の措置を命じることができる。

また、各現地本部長及び本部対策部長は、被害の状況等により、適宜必要な応急対策を実施する。

(2) 組織

災害対策本部及び現地本部を設置したときは、本部の事務を分掌させるため、対策部及び班を設置する。

各対策部長には各部等の長があたることとし、各対策部には部長を補佐する副部長を置き、部の所属職員から部長が指名する。

班には、班長を置き、対策部の所属職員から対策部長が指名する。班長は、班の分掌事務について上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

部長、班長に事故等あるときの職務の代理者は、対策部長があらかじめ指名しておく。対策部の活動方針等の重要事項を決定するために対策部の対策会議を設け、必要に応じて開催する。対策会議は、対策部長が指名する者をもって構成する。

6 配備体制

災害対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、下記によるほか、詳細は別途マニュアルにて定める。

各現地本部長及び本部対策部長は、前項の基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

津波災害時の配備体制とその基準

種類	配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
津波災害	警戒体制	津波注意報が発表されたとき	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	あらかじめ指名された職員
	災害対策本部	第一配備	現地職員で避難誘導及び警戒活動を実施し、配備された職員で情報収集及び初期の応急対策を実施する体制	明浜・三瓶勤務及び在住の全職員、それ以外のあらかじめ指名された職員
		第二配備	大津波警報が発表されたとき	現地職員で避難誘導及び警戒活動を実施し、災害対策業務の必要性にあわせて他の職員を動員できる体制

(1) 緊急時防災担当職員の配備

支所の非常時防災体制の強化を図るため、支所付近在住の職員（3名程度）を緊急時防災担当職員として配備する。主に勤務時間外（夜間、祝休日等）での対応とし、現地災害対策本部設置等の支所の防災体制初動期の運営が主な業務である。

(2) 第一配備下の体制

ア 本部長は、直ちに市災対本部を設置する。

イ 現地本部長は、直ちに現地本部を設置する。

ウ 各現地本部長及び本部対策部長は、災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を

非常配備につかせる。

エ 本部調整局員は、連絡員となり県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長及び関係部長に報告するとともに、各対策部（班）の連絡体制を強化する。

オ 部員は、装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

カ 津波災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3) 第二配備下の体制

第二配備が指示された場合、各現地本部長及び本部対策部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時、本部調整局長を通じて本部長に報告する。

(4) 第一配備及び第二配備の要員

区分	基準		配備要員	
			勤務時間内	勤務時間外
第一配備	津波警報	本庁	○総務部長 ○政策企画部長 ○産業部長 ○建設部長 ○消防長 ○総務課長 ○建設課長 ○農業水産課長 ○危機管理課全職員 ○消防本部全管理職、消防団係 ○その他明浜・三瓶に居住している本庁・野村・城川勤務職員	○勤務時間内における本庁の配備要員の内、明浜及び三瓶以外に居住している職員 ○勤務時間内における本庁の配備要員が明浜及び三瓶に居住している場合に、その職を代理する職員 ○明浜及び三瓶に勤務し、明浜及び三瓶以外に居住している職員
		署	○消防本部全職員、当務隊	○消防本部全職員、当務隊
		明浜	○明浜及び三瓶勤務の全職員	○明浜及び三瓶に居住している全職員
		三瓶		
第二配備	大津波警報	本庁	○全ての統括司令部員及び調整局員 ○消防本部全管理職、消防団係 ○その他明浜・三瓶に居住している本庁・野村・城川勤務職員	○勤務時間内における本庁の配備要員の内、明浜及び三瓶以外に居住している職員 ○勤務時間内における本庁の配備要員が明浜及び三瓶に居住している場合に、その職を代理する職員 ○消防署当務隊 ○明浜及び三瓶に勤務し、明浜及び三瓶以外に居住している職員
		署	○全消防吏員	○全消防吏員

		野村	○明浜及び三瓶に居住している職員を除く全ての管理職及び地域生活課職員	○明浜及び三瓶に居住している職員を除く全ての管理職及び地域生活課職員
		城川		
		明浜	○明浜及び三瓶勤務の全職員	○明浜及び三瓶に居住している全職員
		三瓶		

7 職員の応援

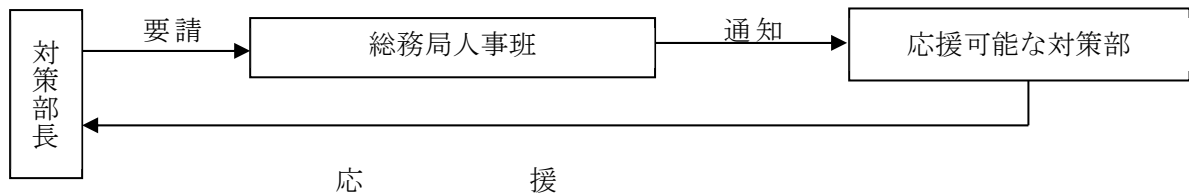
各現地本部及び本部対策部における津波災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、総務局人事班に職員の応援を要請する。

総務局人事班は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある本部対策部あるいは現地本部のうちから適当な人員を決定し通知する。

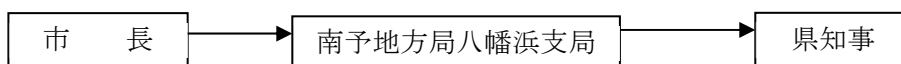
なお、災害対策本部内における応援でなお不足するときにあつては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまがないときは、直接、本部長が決定する。

その他応援に関する計画は、本編第24章「応援協力活動」に定めるとおりとする。

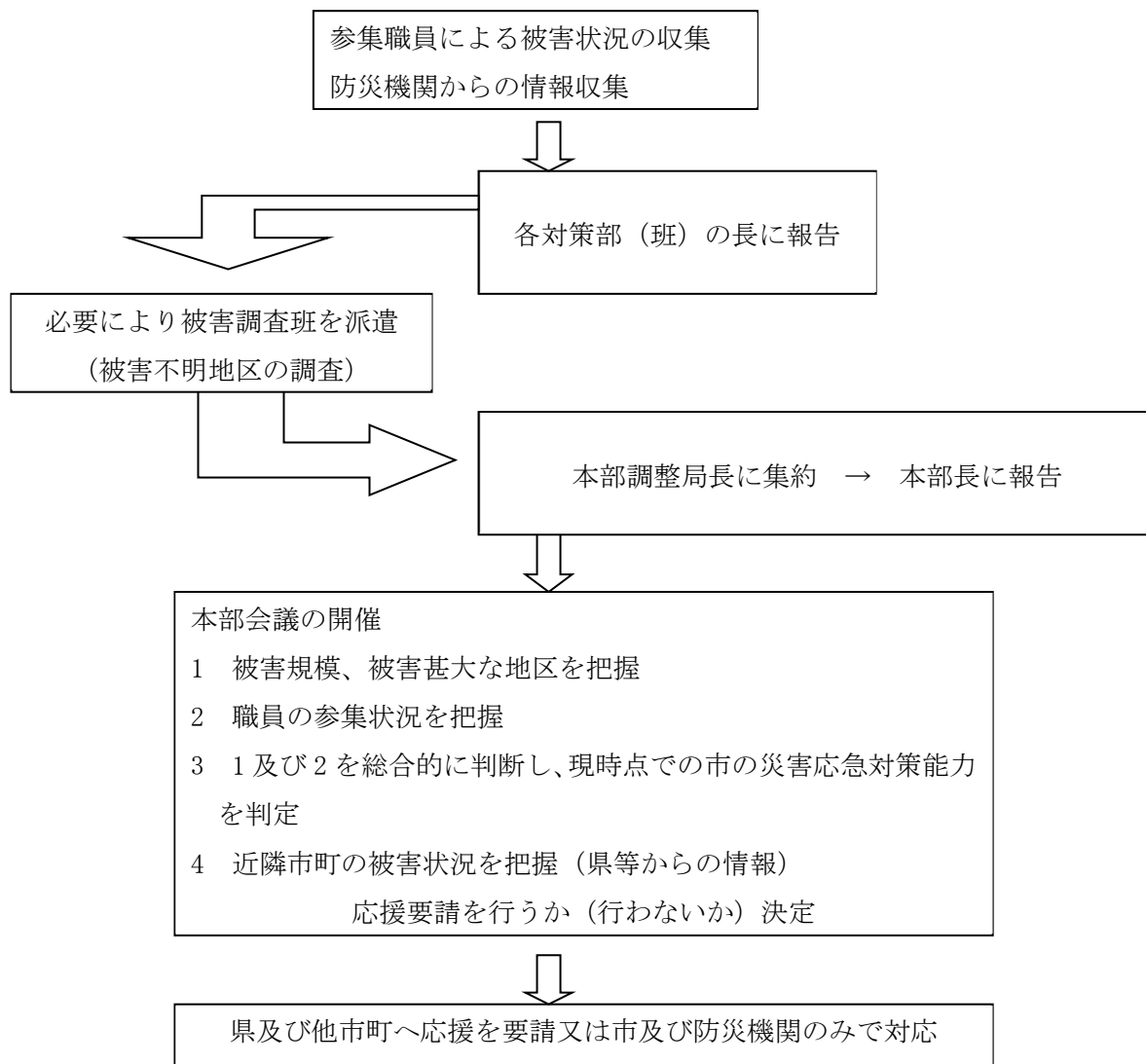
(1) 市内における応援要請系統



(2) 市内で不足する場合の県への応援要請



(3) 応援要請決定のフロー



8 本部職員の服装

本部長、副本部長、本部員、その他部員は、災害対策活動に従事するときは、防災服を着用する。

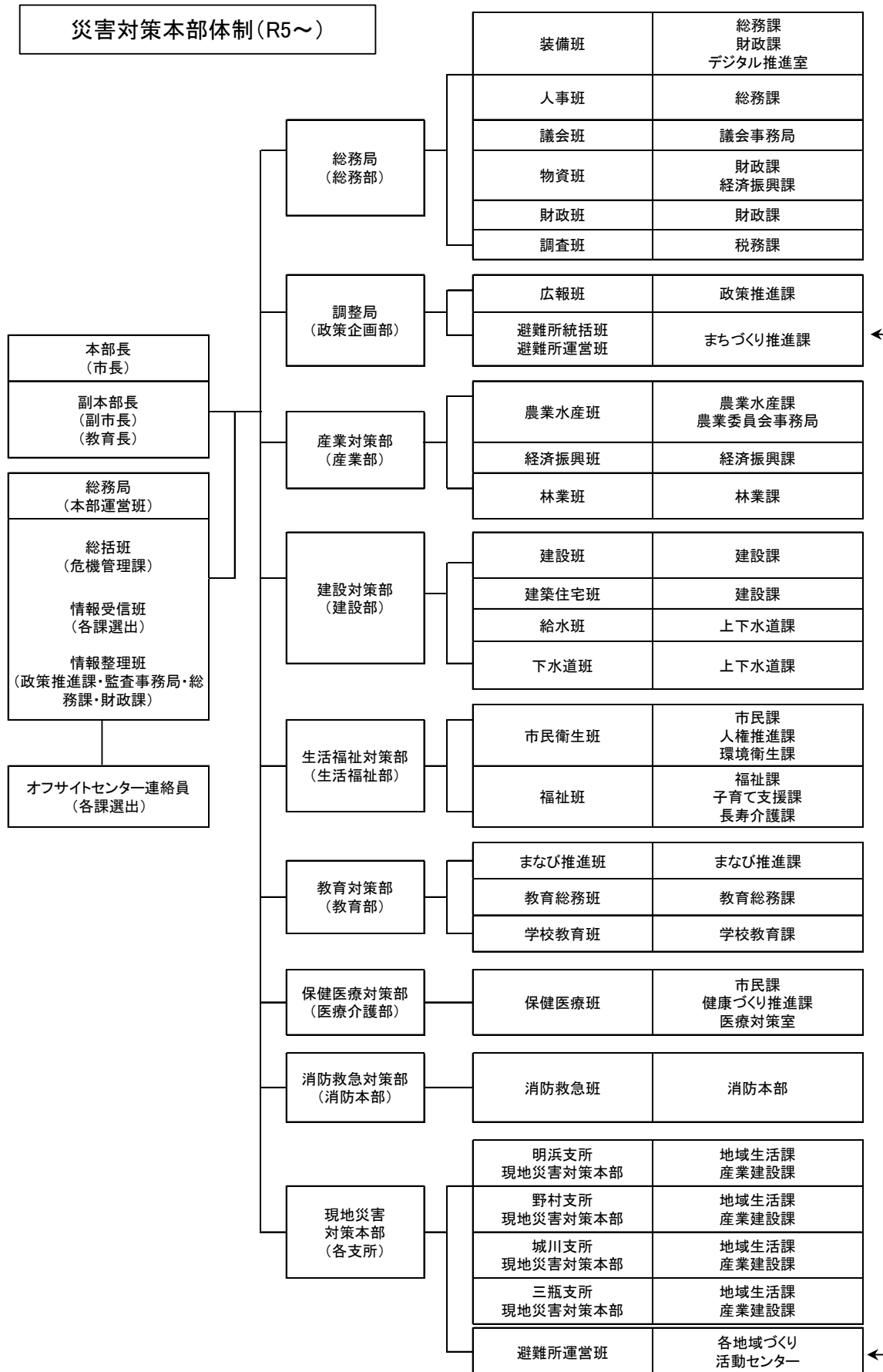
〈資料編13-1〉西予市災害対策本部条例

〈資料編13-2〉西予市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

〈資料編13-3〉災害対策本部組織体系図

〈資料編13-4〉災害対策本部統括司令室配置図

別表 1 西予市災害対策本部組織図



第3章 情報の収集・連絡及び活動体制の確立【総括班、情報受信班、情報整理班、広報班】

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

1 情報活動の強化

(1) 津波発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(2) 情報活動における連携強化

情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と南予地方局八幡浜支局と県災害対策本部（県災害警戒本部）の各相互間のルートの基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。また、市災害対策本部は、必要に応じて警察署及び県南予地方本部から警察官及び県職員の派遣を受入れ、情報活動の連携強化を図る。

(3) 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、松山地方气象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 災害情報等の収集連絡

(1) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される津波に関する情報等は、市災害対策本部（市災害対策本部設置前に置いては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

ア 被害状況

イ 避難指示若しくは緊急安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集

市災害対策本部は、防災行政無線（同報系）、消防無線、衛星携帯電話、IP無線、県災害情報システム等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

(1) 職員派遣による収集

津波発生後、ただちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに市長に通報がなされるよう市地域防災計画において体制を整えておく。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模な地震・津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 県への応援要請

被害が甚大な市において、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を

必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

4 情報の伝達

市と県間の情報の伝達は、県防災通信システムや県災害情報システムをはじめ、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、市で配備する衛星携帯電話などを活用する。

市は、市防災行政無線（同報系）、市ホームページ、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車又は自主防災組織等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民への伝達を行う。なお、状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

5 報告及び要請事項の処理

(1) 市災害対策本部は、被害状況、要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）に及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並

びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。

また、報告に当たっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

エ その他速報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告する。

- (ア) 市災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
 - (イ) 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。
 - (ウ) 避難指示の発令を行ったとき。
- (4) 防災関係機関は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、報告又は要請を行う。

■総務省消防庁への報告先

区 分		平 日 (9:30~18:15) ※広域応援室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	79-048-500-90-49013	79-048-500-90-49102
	F A X	79-048-500-90-49033	79-048-500-90-49036

■愛媛県防災危機管理課への報告先

区 分		平 日	夜間・休日
N T T回線	電話	089-912-2318 089-912-2335	同左
	F A X	089-941-2160	同左
県防災通信システム (地上系)	電話	500-301~304 500-311~314 500-321~324	同左

	F A X	500-201～203 500-211～214 500-221～224 500-231～234	
衛星携帯電話	電話	870-776397660	同左

■南予地方局八幡浜支局総務県民室への報告先

区 分		平 日	夜間・休日
N T T回線	電話	0894-22-4111 0894-24-5288	同左
	F A X	0894-24-6271	同左
県防災通信システム (地上系)	電話	505-22～24 505-31～34	同左
	F A X	505-21	
衛星携帯電話	衛星系	870-776397663	同左

〈資料編2-4〉大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報・地震情報等の種類と内容

〈資料編2-5〉大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統

〈資料編5-1〉災害発生報告様式

〈資料編5-2〉被害認定基準

〈資料編5-3〉中間報告・最終報告様式

第4章 広報活動【総括班、広報班】

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

1 広報責任者

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を本部調整局長の指示のもと、調整局広報班長が実施するものとするが、現地本部において、現地本部長が必要であると判断した場合には、本部長の承認を得て総務対策班長が実施する。

2 広報事項

市は、管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

主な広報事項は次のとおりである。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 避難指示の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 緊急物資の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、

インターネット等)を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線(同報系)等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙やチラシの掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じての連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット(市ホームページ、市公式SNS)、携帯電話等を活用した情報提供

4 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

5 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) 情報源と主な情報内容

- ア ラジオ、テレビ、CATV、インターネット(市ホームページ、市公式SNS等)
知事、市長の放送要請事項、津波警報等の地震情報、交通機関運行状況等
- イ 市防災行政無線(同報系)、緊急速報メール、消防無線、広報車、スマートフォン向けアプリ
主として市内の情報、指示、指導等
- ウ 自主防災組織を通じた連絡
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- エ サイレン等
津波警報、火災発生の通報
- オ 市のホームページ
各種警報、避難指示の発令状況、被害情報、道路情報等

6 広聴活動

市及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、各支所、指定避難所等に相談窓口を開設し、職員を配備する。

7 広報資料（写真）の収集

市は、報告、記録、陳情用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により広報班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ消防団や自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

8 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、津波災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

〈資料編6－1〉市防災行政無線の現況

第5章 災害救助法の適用【福祉班】

（風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第7章「災害救助法の適用」を準用）

第6章 避難活動【総括班、消防救急班、避難所統括班、避難所運営班、福祉班、保健医療班】

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市等は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

1 避難指示

津波警報等が発表された場合は、迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、速やかに的確な避難指示を発令し、危険な地域からの一刻も早い避難行動を促す。また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

なお、避難指示の解除にあつては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難指示の基準

ア 市長

市内において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

イ 警察官又は海上保安官

市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令をする。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、被害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講じる。

(2) 避難指示の内容

避難指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の服装、携行品

カ 避難行動における注意事項

(3) 避難指示伝達方法

避難指示の発令を行った場合、市は、直ちに指示が出された地域の住民に対して、市防災行政無線（同報系）緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、市長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

(4) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

(ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

(ウ) 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

(ア) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止措置を講じる。

(イ) 市長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 指定行政機関等による助言

市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について、助言を求めることができる。

また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、テレビ会議等を活用して市に積極的に助言する。

さらに、市は、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

2 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

- (1) 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定められた避難場所へ避難する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。
- (4) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (5) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、指定避難所へ避難する。

3 避難道路の確保

市は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

4 指定避難所等の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、受入れを必要とする避難者の救助のために指定避難所等を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、避難生活の運営にあたっては、要配慮者や被災時の男女や子どものニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所等を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(2) 指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、避難者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設

するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市は、市地域防災計画に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(ア) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

ア) 学校、体育館、地域づくり活動センター等の公共建築物

イ) あらかじめ協定した民間の建築物

ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織が設置するものを含む。）

(ロ) 必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れするための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(ハ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

(ニ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

(4) 設置期間

市長は、津波情報、降雨等による災害発生危険性の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(5) 指定避難所等の運営

ア 市は、避難者、住民、自主防災組織や学校等避難施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 指定避難所等には避難所運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

- ウ 避難生活の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。
- エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- オ 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受け入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は、要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- カ 市は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。
- ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ケ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女や子どものニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- サ 市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- シ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- ス 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- セ 指定避難所等の運営にあたっては、避難所で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施

等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

- ソ 市は、国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

5 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。その際、女性の参画促進に努める。また、必要により警察官の配置を要請する。

6 指定避難所等における市職員等の役割

(1) 市職員

避難所に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 避難者の受入れ
- イ 避難者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 避難者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 津波・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は指定避難所等への受入れ

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民等に対する応急の救護に協力する。

7 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について国に助言を求める。また、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に

も供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

8 避難状況の報告

市災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、南予地方局八幡浜支局を經由して県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

9 住民及び自主防災組織による確認事項

津波等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。したがって、住民及び自主防災組織は津波等が発生した場合、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- (1) 家から最も近い指定緊急避難場所や指定避難所を2箇所以上確認しておき、そこに至る経路も複数の道路を設定しておく。
- (2) 津波が発生したときに、直ちに避難できる高台を確認しておく。この際、避難に介助の必要な者がいる場合は、協力について日頃より要請をしておく。
- (3) 避難路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (4) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、避難路にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。

10 集団疎開

希望者には、被災地外の安全でライフラインも寸断されていない指定避難所等で生活できるよう、集団疎開を検討する。

このため、市は、隣接する市町及び県と具体的に広域避難の相互応援協定について検討する。

11 災害救助法に基づく措置基準

避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

〈資料編10-1〉 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

〈資料編10-2〉 指定避難所一覧

〈資料編10-3〉 指定緊急避難場所一覧

〈資料編10-4〉 福祉避難所一覧

第7章 緊急輸送活動【総括班、消防救急班、装備班】

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策計画 第9章「緊急輸送活動」を準用)

第8章 交通応急対策活動【総括班、建設班、農業水産班、林業班、消防救急班】

津波被害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど路上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。

また、海上においても応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

(地震災害対策編 第3編災害応急対策 第7章「交通応急対策活動」を準用)

第9章 消防活動【消防救急班】

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、市、県はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

1 消防活動の基本方針

津波に伴う火災は、津波の大きさ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(4) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(5) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(6) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(7) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(8) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 市消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、また、八幡浜地区施設事務組合八幡浜消防署第三分署と協力し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び西予警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

津波火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (ア) 災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (イ) 災害時には、外傷のほか骨折、出血及び火傷等傷害の種類も多く、また、軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。

- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (エ) 災害時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署(交番、駐在所)、自治会集会所等において備蓄している救急救助機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法(昭和23年法律第186号)に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、津波災害が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

イ 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

ウ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

エ 避難誘導

避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

オ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 事業所の活動

(1) 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置

- ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあると

きは、次の措置を講じる。

- ア 周辺地域の住民等に対し、避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆け付ける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

(1) 初期消火活動

近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(2) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

5 住民の活動

近隣で津波による火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

〈資料編15－5〉愛媛県消防広域相互応援協定

〈資料編15－6〉愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第10章 水防活動【総括班、建設班、農業水産班、林業班、消防救急班】

地震による津波に対する水防活動は、次のとおりとする。

なお、水防活動のための水防組織については、西予市水防計画の定めによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮による氾濫によって著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の住民、滞在者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、西予警察署長にその旨を通知する。

- (2) 水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- (1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異常を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発令された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にした上で、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

3 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達予想時刻等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 水防活動の応援要請

(1) 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の住民又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

(2) 警察官の応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認められるときは、西予警察署長に対して警察官の出動を求める。

(3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

- ア 水防管理者（市長）は、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。
- イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定める。

(4) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、また、水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長に災害派遣を要請する。

〈資料編3-4〉河川・海岸危険箇所一覧

〈資料編4-6〉水防資機材保有状況一覧

〈資料編4-7〉水防計画

第11章 人命救助活動【総括班、消防救急班】

津波災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救急・救助活動は、市及び消防機関が関係機関との緊密な連携をとりつつ、迅速・的確に行う。

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第10章「人命救助活動」を準用)

第12章 死体の搜索・措置・埋葬【消防救急班、保健医療班、市民衛生班、福祉班】

(風水害等対策編 第3編災害応急対策 第15章「死体の搜索・措置・埋葬」を準用)

第13章 緊急物資等の確保・供給【物資班】

1 食料の確保・供給

市及び関係機関は、津波災害時において、被災者の食生活を保護するため、食料の確保及び供給を積極的に行うとともに、炊き出し等を実施する。また、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、企業や民間団体との応援協定の締結を促進する。

2 生活必需品等の確保・供給

津波災害時に被災者の生活安定のため被服、寝具、生活必需品その他の物資について、その確保と支給を積極的に行う。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女や子どものニーズの違いに配慮する。さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。併せて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第16章「緊急物資等の確保・供給」を準用)

第14章 飲料水の確保・供給【給水班】

津波災害の発生により、飲料水が枯渇し、又は汚染し、あるいは給水施設の被害等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第17章「飲料水の確保・供給」を準用)

第15章 医療救護活動【保健医療班、消防救急班】

震災時の被災者の特徴として、予期せぬ津波発生のため、同時に大量の傷病者が発生することが想定される。こうした事態が起きた場合には、傷病者の傷病程度を判定し、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージの実施が重要となってくる。

このため、市、県及び市医師会等関係機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

なお、医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第18章「医療救護活動」を準用)

第16章 防疫・保健衛生活動【保健医療班、市民衛生班、給水班、下水道班】

津波災害における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第19章「防疫・保健衛生活動」を準用)

第17章 廃棄物等の処理【市民衛生班、下水道班】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行う。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第20章「廃棄物等の処理」を準用)

第18章 動物の管理【市民衛生班、農業水産班】

津波災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

(風水害等対策編 第3編災害応急対策 第21章「動物の管理」を準用)

第19章 障害物等の除去【建設班、農業水産班、林業班、市民衛生班】

津波災害により発生した土石、木材等の障害物については、各関係機関において除去し、日常生活の確保に努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第22章「障害物等の除去」を準用)

第20章 応急住宅対策【建築住宅班、福祉班】

津波災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れるための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第23章「応急住宅対策」を準用)

第21章 被災建築物に対する応急危険度判定等の実施【建築住宅班、建設班】

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第20章「被災建築物に対する応急危険度判定等の実施」を準用)

第22章 帰宅困難者への対応【総括班、避難所統括班、避難所運営班】

市、県及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、指定避難所等の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 市及び県は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第23章 要配慮者に対する支援活動【福祉班】

津波災害時においては、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第24章「要配慮者に対する支援活動」を準用)

第24章 孤立地区に対する支援活動【総括班、消防救急班】

津波による孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第11章「孤立地区に対する支援活動」を準用)

第25章 応援協力活動【総括班、人事班】

大規模地震による激甚な津波災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第25章「応援協力活動」を準用)

第26章 ボランティア等への支援【福祉班】

大規模な地震による津波災害が発生した場合においては、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第26章「ボランティア等への支援」を準用)

第27章 自衛隊への災害派遣要請【総括班】

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第27章「自衛隊への災害派遣要請」を準用)

第28章 通信施設の確保及び放送事業者の活動【総括班、装備班】

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第27章「通信施設の確保及び放送事業者の活動」を準用)

第29章 ライフラインの確保【総括班、装備班、給水班、下水道班】

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第28章「ライフラインの確保」を準用)

第30章 公共土木施設等の確保対策【総括班、装備班、建設班、農業水産班、林業班、経済振興班】

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第29章「公共土木施設等の確保対策」を準用)

第31章 危険物施設等の安全確保【消防救急班班】

大規模地震に伴う津波により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と、軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第30章「危険物施設等の安全確保」を準用)

第32章 応急教育活動【教育総務班、学校教育班、まなび推進班、避難所統括班、避難所運営班】

学校施設等が津波により被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財等の保護の措置を実施する。

(風水害等対策編 第3編 災害応急対策 第34章「応急教育活動」を準用)

第33章 社会秩序維持活動【総括班、広報班】

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第32章「社会秩序維持活動」を準用)

第34章 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等【総括班】

(地震災害対策編 第3編 災害応急対策 第33章「南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等」を準用)

第4編 災害復旧・復興対策

津波による被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

また、市、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害による被害を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、市災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

(地震災害対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第1章「災害復旧対策」を準用)

第2章 復興計画

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第2章「復興計画」を準用)

第3章 災害復旧資金計画

災害からの速やかな復旧を図るため、市は、災害時における復旧資金計画を作成する。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第3章「災害復旧資金計画」を準用)

第4章 被災者の生活再建支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第4章「被災者の生活再生支援」を準用)

第5章 事前復興

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害の復興においては、広範囲で甚大な被害が発生したことから、被災自治体では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要した。

復興まちづくりの課題・教訓として、計画策定等に必要な基礎データの未整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる人材の不足、復興体制の早期整備等が挙げられる。

大規模災害時、行政機能が麻痺した状況にある中で、災害応急対応を行いながら復興に着手することは非常に困難であり、このことは被災者の生活・生業の復興の遅れにつながることになる。

これは、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害時にも同様の事態が生じる懸念がある。また、平成30年7月豪雨からの復興においても、当市において事前の体制準備等の知見等が不足していたため、多大な労力と時間が必要となった。

これらのことから、市は南海トラフ巨大地震等大規模災害からの早期復興を進めるために、過去の災害から復興まちづくりの課題・教訓を踏まえて、市及び県、関係機関、市民協働による「事前復興計画」を策定し、推進するものとする。

(風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興対策 第5章「事前復興」を準用)